

女性に優しい！ 奥様も単独で入れます

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入されることで老後が安心なものになります。

家族経営協定がなくてもご加入いただけますが、保険料の国庫補助を受けるには家族経営協定の締結が必要です。

■家族経営協定に盛り込むとよい事項

- やりがいを持って働くために
農業経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担等
- みんなで経営を充実させよう
経営の計画（目標・資金計画・所得目標・経営規模）、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担等
- ゆとりある暮らしのために
生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動等
- 農業を続けていくために
経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応等

農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、家族経営協定に次の事項が盛り込まれていることが必要です。

- ① 農業経営に関する基本的事項（規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等）について、その配偶者又は後継者の合意に基づいて決定されること
- ② 農業経営から生じる収益が、経営主とその配偶者又は後継者の双方に帰属すること
- ③ 将来の経営継承について、経営主とその配偶者又は後継者の合意により行うこと

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万～24万円が必要です。→**月額約10万円不足！**
農業者年金が国民年金の不足分をしっかりとカバーします！

	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳～92歳の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に 夫のみ加入	国民年金 夫 月額 6万5千円 妻 月額 6万5千円 計 月額 13万円 農業者年金 夫 月額 4万2千円	国民年金 妻 月額 6万5千円 農業者年金 なし
	合計:月額 17万2千円	合計:月額 6万5千円
ケース2 農業者年金に 夫婦で加入	国民年金 夫 月額 6万5千円 妻 月額 6万5千円 計 月額 13万円 農業者年金 夫 月額 4万2千円 妻 月額 3万6千円 計 月額 7万8千円	国民年金 妻 月額 6万5千円 農業者年金 妻 月額 3万6千円
	合計:月額 20万8千円	合計:月額 10万1千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.35%として行っています。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和元年度は0.35%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援

国庫補助対象者と保険料(本人負担分と補助分あわせて月2万円となります)

区分	必要な要件	保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	(6千円)	—	

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。
 ※保険料の国庫補助が受けられる期間は、ア)35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、イ)35歳以上であれば10年以内とされ、通算して最長20年間となっています。

農業者年金に加入すれば

～農業者年金の受給額(年額)の試算(保険料月2万円の場合)

加入年齢	納付期間		保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受け加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	77万円	744万円	78万円	55万円	23万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	51万円	588万円	52万円	40万円	12万円
		女性		43万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和元年度は、0.35%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

■ 保険料の国庫補助を受ける加入なら

65歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金※3の2本立て

保険料の国庫補助を受ける加入は、経営継承(65歳以降でもかまいません。)後に受給開始されるので、受け取る年金は2本立てになります。

農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。



※1 本人負担分の年金 ※2 国庫補助分の年金

※3 特例付加年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の被保険者期間等が20年以上、②65歳に到達(請求により60歳まで繰り上げることができます)、③農業を営む者でなくなる(経営継承は65歳以降でも可能です)という3つの要件を満たした場合に受給できます。

税制面で大きな優遇

積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

制度発足以降16年間の運用利回りの平均は、年率で+2.89%です。

運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。

■ **保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます**
 農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。(ただし、保険料補助を受けていない場合に限る。)支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額を社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

■ 保険料控除分の節税額の目安(所得税・住民税・復興特別所得税)

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

